

## オホーツク農業共済組合行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日～平成33年 3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：労働基準法に基づく産前産後休業、育児・介護休業法に基づく育児休業等  
など諸制度の周知を図る。

### <対策>

- 平成30年4月～ 現在実施している内容を継続しつつ、制度に関する周知内容の検討開始。
- 平成31年度～ 制度に関するパンフレット等の作成。管理職を対象とした研修及び、組合イントラによるインフォメーションへの掲載による職員への周知。

目標2：育児のための所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜勤務の制限、育児短時間勤務の制度の周知を図る。

### <対策>

- 平成30年 4月～ 現在実施している内容を継続しつつ、制度に関する周知内容の検討開始。
- 平成31年度～ 制度に関するパンフレット等の作成。管理職を対象とした研修及び、組合イントラによるインフォメーションへの掲載による職員への周知。

目標3：有給休暇の取得義務化に基づき、計画的な有給休暇の取得を図る。

### <対策>

- 平成30年 4月～ 衛生委員会で有休取得状況の共有と問題点を検討開始。  
管理職会議で年次有給休暇の取得しやすい環境づくりを検討。
- 平成31年度～ 取得日数向上に向けた対策の実践。